

名古屋市居住支援法人ネットワーク連絡会レポート

名古屋市内を支援業務区域とする居住支援法人（※）のネットワークづくりの一環で「名古屋市居住支援法人ネットワーク連絡会（以下、連絡会）」を年2回程開催しています。
※居住支援法人・・・都道府県知事の指定を受け、住宅確保要配慮者の方を対象に、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談などを実施しています。

令和6年12月に開催した連絡会では、住まい探しにおいて、今では一般的になってきた家賃債務保証業者（以下「保証会社」）2社をお招きし、「保証会社とは何か、申し込みから審査、入居までの流れ、居住支援法人との連携事例等」具体例を交えながらお話しいただきました。

「家賃の収受や滞納家賃の督促は業務の一部。生活に困窮されている方は相談支援機関と協力することがある。」という言葉が印象的でした。

また、居住支援法人の取り組み事例の発表や、参加された居住支援法人同士で「①家賃債務保証会社について、②入居後支援について（見守り方法、終結等）③住宅セーフティネット法改正について」意見交換を行いました。



住宅セーフティネット法が改正されます

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）

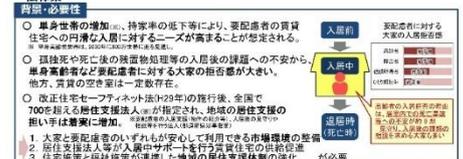
単身世帯の増加、持ち家率の低下等が進む中、今後、高齢者・低額所得者・障害者等の住宅確保要配慮者等の賃貸住宅への居住ニーズが高まることが見込まれています。一方で、賃貸人（大家さん）の中には、孤独死や死亡時の残置物処理、家賃滞納等に対して懸念を持っている方がいます。

令和6年の通常国会において、誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指して、住宅セーフティネット法が改正されました。施行は令和7年秋頃を予定しています。

<改正法の概要>

- ・ 相続されない終身建物賃貸借の認可手続きの簡素化
- ・ 居住支援法人による残置物処理の推進
- ・ 要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者の認定制度の創設
- ・ 居住支援法人等と連携した居住サポート住宅の認定制度の創設
- ・ 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

●住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案



法案の概要

1. 大家が借居住宅を貸しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

- 終身建物賃貸借の利用促進
- 居住支援法人による残置物処理の推進
- 家賃債務保証業者の認定制度の創設

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

- 居住サポート住宅の認定制度の創設

3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

- 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定
- 市区町村による居住支援協議会

（出典元：国交省 HP https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html）

発行：住まいサポートなごや
（名古屋市居住支援コーディネーター事業）
【住所】名古屋市熱田区新尾頭 2-2-7 富春ビル4F

【電話】052-684-8597
【FAX】052-684-8132
【HP】<https://www.sumasapo-nagoya.jp/>